

石岡市空家等対策検討委員会の設置について

●石岡市空家等対策検討委員会

石岡市生活環境部長を委員長とし、石岡市空家等対策計画に掲げる関係部署の課長級職員で構成されています。

【主な所掌事務】

- ①石岡市空家等対策計画に掲げる特定空家等の認定の1次判定のための委員会としての役割を担います。
- ②空家等の利活用や跡地利用にかかる協議・調整を行います。
- ③石岡市空家等対策協議会の下部組織に位置付け、空家等対策計画の推進に必要な協議を行います。

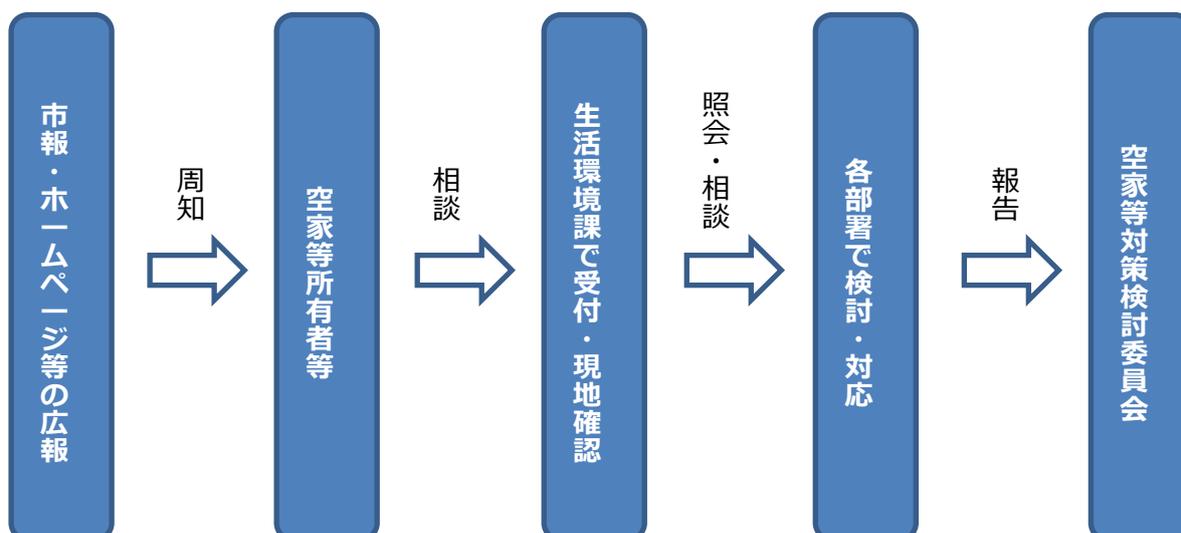
●特定空家等の認定

6月26日に第1回石岡市空家等対策検討委員会を開催しました。その中で、特定空家等の候補から1次判定を行いました。

●空家等の利活用について

石岡市空家等対策検討委員会において以下のフローのとおり利活用の推進、各部署での事業展開の検討を進めていくものと決定しました。

○空家等の利活用に係る基本的な事務フロー



※各部署に直接相談があったものも含め、検討結果等は生活環境課で取りまとめを行う。